

令和6年12月26日

雲 仙 市

担当課	総務部 人事課
担当者	稲本・松尾
電 話	0957-47-7726 (直通)
F A X	0957-38-3514

「雲仙市職員の懲戒処分」について

標記について、別紙のとおり懲戒処分の内容及び市長コメントをお知らせいたします。

4 枚（この送付票を除く。）

○雲仙市職員の懲戒処分について 3 枚

○市長コメント 1 枚

令和6年12月26日

各報道機関 各位

雲仙市総務部 人事課

雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

事案①

1. 所属、職名、年齢、性別

総務部政策企画課 参事補 47歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 停職(2箇月)

処分年月日 : 令和6年12月26日

3. 処分に至った事案の概要

虚偽の公文書作成などにより、本日、関係職員を「停職2箇月」処分といたしました。

この事案は、前所属の観光商工部観光物産課において、観光ガイドシステム導入業務で自身の過失による業務遅延が原因で年度内に業務が完了できなかったものを、検収日を年度内に完了したかのように偽り、令和5年度予算で支出したものであります。

また、年度内に完了しなかったことを隠蔽するため、完成品の納品場所として自宅を指定するなど悪質であったものであります。

事案②

1. 所属、職名、年齢、性別

観光商工部観光物産課 課長 52歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 減給 (10分の1、1箇月)

処分年月日 : 令和6年12月26日

3. 処分に至った事案の概要

①の事案の上司について、年度内に業務が完了できないことを報告された際に、「内々で処理するように」と虚偽の検収日とすることを黙認したことにより、事案①の上司を「減給 (10分の1、1箇月)」処分といたしました。

事案③

1. 所属、職名、年齢、性別

環境水道部環境政策課 参事補 43歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 戒告

処分年月日 : 令和6年12月26日

3. 処分に至った事案の概要

職務怠慢による事務処理遅延などにより、本日、関係職員を「戒告」処分といたしました。

この事案は、現所属の環境政策課において、前年にも同様の事務処理遅延で懲戒処分を受けていたにも関わらず、市内事業者への支払処理2件を怠っていたものであります。

再び事務処理遅延が発生するなど改善されていないなど悪質であったものであります。

所管 : 総務部人事課

TEL 0957-47-7726(直通)

令和6年12月26日

各報道機関 各位

雲仙市教育委員会事務局

雲仙市職員の懲戒処分について

標記につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 所属、職名、年齢、性別

教育委員会事務局スポーツ振興課 主事 25歳 男性

2. 処分の内容及び処分年月日

処分内容 : 停職（6箇月）

処分年月日：令和6年12月26日

3. 処分に至った事案の概要

公文書毀棄などにより、本日、関係職員を「停職（6箇月）」処分といたしました。

この事案は、前所属の総務部人事課において、市職員から提出された公務災害認定申請書などの事務処理を怠り、医療機関などから事務処理の催促があった際も関係機関に申請中などと虚偽の回答を繰り返したものであります。

その後も事務処理を放置し、人事異動による書類整理の際、他の書類とともに破棄処分したものであります。

破棄した書類は他にもあり、不要な書類や未処理の書類が混在している状態で、事務処理が必要な書類があることを認識していたにもかかわらず、書類の分別を面倒に感じ、市文書管理規程に基づかず、自らの判断で破棄処分したものであります。

他にも複数の虚偽報告や公文書紛失などがあったものであります。

市長コメント

本日、12月26日付けで、①②虚偽の公文書作成等、③事務処理遅延等の以上3件の懲戒処分を行うとともに、当時人事課に所属していた職員に対して、現所属の雲仙市教育委員会で、公文書毀棄の1件の懲戒処分が行われています。

雲仙市教育委員会での処分も私が任命していた人事課に所属していた職員が起こしたもので、この4件が起きたことは誠に遺憾であり、行政に対する市民の皆様の信用を失墜させる行為であり、多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないように、徹底した綱紀粛正を行い、早急に再発防止策を講じるとともに、市民の皆様の信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和6年12月26日

雲仙市長 金澤 秀三郎